

鳥取県告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	平成23年4月22日